## 令和4年度再商品化実施委託単価について

#### ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

再商品化実施 ②市町村からの引取り見込量×②再商品化事業者見込委託単価+③協会経費=④ 委託単価⑥ ⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量

<令和4年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

(1) 11 1 1/2(1) 10 11 10		1		-	0.T.T.D.//	~ "+ <del>+ + + </del> \"	~ ^ <b>~</b> .
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥令和4年度
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの	再商品化実施
		見込量	委託単価		(千円)	再商品化実	委託単価
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×②) +	施委託申込	<b>≑</b> 4)÷(5)
					3	見込量(ト	(円/トン)
						ン)	
ガラスびん	無色	103,800	7,100	81,029	818,009	160,900	5,100
	茶色	105,600	7,700	81,029	894,149	125,400	7,200
	その他色	141,000	16,900	81,029	2,463,929	104,400	23,600
PETボトル		17,000	50,000	1,022,518	*1,020,518	202,000	5,000
紙製容器包装		8,400	11,000	316,953	409,353	30,900	14,000
プラスチック製容器包装		700,800	57,000	866,000	40,811,000	780,400	53,000

- 注1)上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆 有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収 入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)
- 注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。
  - \* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 850,000(千円)、協会経費 1,022,518(千円)</u>合算の 1,872,518 千円となりますが、令和 4 年度有償収入に関わる<u>消費税相当額 852,000</u> (千円) を充当するため実質的な負担費用は、1,020,518 千円となります。

# (参考1) 令和3年度再商品化実施委託単価について

#### <令和3年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

いには「次川の間にのののは、			( іш эт із ()	_			
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業者等	⑥ 令 3 年
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	からの再商品化実	度再商品
		見込量	委託単価		(千円)	施委託申込見込	化実施委
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×2) +	量(トン)	託単価
					3		4÷5
							(円/ト
							ン)
ガラスびん	無色	103,300	6,100	87,277	717,407	158,800	4,600
	茶色	105,000	6,800	87,277	801,277	126,000	6,400
	その他色	136,500	12,900	87,277	1,848,127	105,700	17,500
PETボトル		17,000	51,000	930,909	*992,309	220,000	4,500
紙製容器包装		11,000	10,000	345,121	455,121	29,920	16,000
プラスチック製容器包装		669,994	56,000	820,000	38,339,000	760,800	51,000

#### 注1)及び注2)については上記と同様。

\* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 867,000(千円)、協会経費 930,909(千円)</u>合算の <u>1,797,909 千円</u>となりますが、令和 3 年度有償収入に関わる<u>消費税相当額 805,600(千円)を</u> 充当するため実質的な負担費用は、992,309 千円となります。

# (参考2) 令和2年度再商品化実施委託単価について

<令和2年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

、1916年中文中间的10人//6文书中间97年日16次/		(中間 並成人 内莫加及)					
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業者等	⑥令和 2
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	からの再商品化実	年度再商
		見込量	委託単価		(千円)	施委託申込見込	品化実施
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×2) +	量(トン)	委託単価
					3		4÷5
							(円/ト
							ン)
ガラスびん	無色	106,000	5,400	82,992	655,392	154,900	4,300
	茶色	107,000	6,100	82,992	735,692	124,500	5,900
	その他色	132,000	10,100	82,992	1,416,192	103,500	13,700
PETボトル		9,300	53,000	1,158,849	*820,949	257,000	3,200
紙製容器包装		8,400	9,000	346,382	421,982	32,880	13,000
プラスチック製容器包装		663,654	53,000	738,000	35,912,000	741,000	49,000

## 注1)及び注2)については上記と同様。

\* P E T ボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 492,900 (千円)、協会経費 1,158,849 (千円)</u>合算の 1,651,749 千円となりますが、令和 2 年度有償収入に関わる<u>消費税相当額 830,800</u> (千円) を充当するため実質的な負担費用は、820,949 千円となります。